

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和八年七月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年九月十日奈良県指令中土第五八―七号

令和八年六月十六日奈良県指令中土第五八―七一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年七月十六日中土第七八―一八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年七月十六日中土第七九―六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町七六七番一、七六七番二及び七六七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市高山台三丁目一番三号

株式会社たけむらハウジング 代表取締役 竹村将也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市四条町七六七番一の一部及び七六七番五

下水道 橿原市四条町七六七番一及び七六七番五の各一部

水路 橿原市四条町七六七番一及び七六七番二の各一部